別添資料１

防火対策について

【火を使用する設備や器具の適切な取扱いと維持管理】

項目	チェック
○　火を使用しているときにはその場を離れない	
○　こんろやガス器具等のそばに燃えやすいものを置かない	
○　こんろやガス器具等を壁に近づけすぎない	
○　排気ダクトは定期的に清掃する	
○　火を使用する設備や器具は定期的に点検、修理、清掃をする	

【住宅用火災警報器の設置及び維持管理】

項目	チェック
○　住宅の寝室部分等には住宅用火災警報器を設置する	
○　店舗併用の住宅等で特に店舗部分が飲食店である場合は、火災の早期覚知の観点から、厨房部分に住宅用火災警報器や連動型の住宅用火災警報器を設置する	
○　定期的に作動を点検し、設置から１０年を目安に交換する	

【消防用設備等の適正な設置及び維持管理】

項目	チェック
○　消火器具を設置する ※ 火を使用する全ての飲食店は原則として消火器具の設置が必要です。	
○　消火器等は従業員やアルバイトを含め、全員がすぐに使えるように訓練しておく	
○　消火器など消防用設備等については定期的に点検し、管轄の消防機関に報告する ※ 報告をしない者、又は虚偽の報告をした者は３０万円以下の罰金又は拘留の刑に処せられます。	

【地域ぐるみの訓練等の実施】

項目	チェック
○　自治会や商店街組合などと協力し、地域ぐるみで通報、避難、初期消火を行う体制を作り、定期的に訓練を行う	